

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

特集Ⅰ

がん治療と仕事 両立できる職場づくりへ

失効有休を1日単位で利用可能に—テルモ  
社員7万人にe-Learningで教育—富士通

特集Ⅱ

無人施工で本質安全課

災害復旧工事のICT活用  
建災防

スポット

ロボット使って事務所内を消毒

大林道路

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは  
 0120-972-825  
安全衛生動画レポートも配信中です

2020  
8 / 15  
No.2360

## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21  
社会保険労務士 小泉事務所  
東京会

所長 小泉 正典

第315回

### ■ 災害のあらまし ■

宅配業者社員のAが、配達を受け渡しのため入った配達先の玄関で、その家のペットの犬に急に飛びかかれ転倒、両腕に荷物を抱えていたため、そのままひっくり返り後頭部を打ち、負傷したもの。

### ■ 判断 ■

勤務時間中の配達先での負傷であり、また犬が突然飛びかかってきたものを避けられない状況だったことから、業務上と判断された。

### ■ 解説 ■

勤務時間中のケガは一般的に、業務上と判断される。それは、労働者が業務に就いている状態（業務行為中・業務に付随する行為中）である業務遂行性と、業務と災害、災害と傷病などとの因果関係を証明する業務起因性が分かりやすいためだ。業務遂行性と業務起因性、この2つの要素が認められない限り、業務上災害とはならない。

通常の場合、単に犬に噛まれた、猫に引っ搔かれた、ハチに刺されたなどの場合、勤務時間中に起こったケガでも業務外とされる。これは業務起因性が明確に認められないからである。

今回のケースでは、Aが宅配業者の社員であり、配達中であること、配達先でペットの犬を飼っており配達のため玄関に入った際、急に飛びかかれたため両手が塞がっており、避けようにも避けきれなかったことから、業務起因性が認められ「業務上」となった。

逆にもし、何度も行っている配達先でAが犬とも面識があり、積極的に触れ合おうとした結果、たまたま噛まれてしまった場

合は本人の私的、恣意的行為として、または、偶然通りかかった際にハチに刺されたといった場合（配達経路にハチの巣があり、どうしてもその場所を通らなければいけない状況を除く）は、もし仮に配達中（勤務中）であったとしても業務外となるので、配達員から「配達中に犬に噛まれた」などと連絡があったとしても、ただちに労災事故として処理するのではなく、どのような状況だったのか詳細の確認が必要となる。

また、ペットの飼い犬などの動物飼育や保管については、他の人に危害を加えないようにする義務が自治体の条例などで飼い主には課せられており、飼い犬は法律上、飼い主の所有物となるため、今回のようにペットが配達員にケガを負わせてしまったケースは、飼い主による第三者行為災害となる。第三者行為災害とは代表的なものは交通事故であるが、労災給付の原因が、第三者の行為などによって生じた災害のことで、過失割合に応じて政府から原因となった第三者（このケースでは飼い主）へ損害賠償請求（求償という）をされる場合がある。

労災申請を行う場合は、第三者行為災害届という別紙も提出しなければならないが、そこにケガをした際の状況や過失割合も記載するので、飼い主には後日、損害賠償請求される可能性があることを説明しておくことも必要となる。

なお、ここで配達員（または会社）と飼い主とで示談を行い、示談額以外のすべての損害賠償請求権を放棄した場合、労災申請は行えない。もし配達員の休業が長引き、示談額を超える損害が生じた場合や、実は労災給付の額のほうが大きかったからと後から申請しても、労災保険からの給付は一切行われないので注意が必要だ。このため、



示談を行った場合は示談書の写しを提出することになる。

現在、新型コロナウイルスの影響で、今までは買い物に出かけて買っていたようなものでも、インターネットで注文する人が増えたことから宅配は増加している。たとえ犬を鎖でつないでいたとしても、配達にきた人に届いてしまう長さだったなどの場合は、業務上として認められることもあり、前述のように飼い主の責任は免れない。ペットを飼っていることは特に珍しいことではないうえ、飼い主も自分のペットが他人にケガをさせるとは思っていないことも多く、第三者行為災害が発生してしまうと、会社と飼い主の間でトラブルとなってしまう可能性も高い。

配達員には十分注意させることはもちろんのこと、注意が必要なペットを飼っている飼い主に、配達時には一時的にペットのいる部屋のドアを閉める、ゲージへ入れておいてもらう、または配達先の在宅・不在に関わらず、玄関先前などに配達するいわゆる「置き配」の利用促進など、ペットと配達員が直接触れ合うことのない状況づくりをお願いすることも大切となる。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)